

行為とはどのような存在者か？：
行為と身体運動再考(中)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学文学部 公開日: 2024-09-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 美濃, 正 メールアドレス: 所属: 大阪市立大学
URL	https://ocu-omu.repo.nii.ac.jp/records/2006013

Title	行為とはどのような存在者か?：行為と身体運動再考(中)
Author	美濃, 正
Citation	人文研究. 52 巻 1 号, p.65-91.
Issue Date	2001-12
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学部
Description	半田秀男教授退任記念号

Placed on: Osaka City University Repository

人文研究 大阪市立大学文学部紀要
第52巻 第1分冊 2000年65頁～91頁

行為とはどのような存在者か？ ——行為と身体運動再考（中）

美 濃 正

5 存在者としての行為に関する問いをめぐって——その1

では、「存在者としての行為に関する問い」（本稿（上）3節参照）、つまり、行為とはどれだけの時間空間領域を占めるどのような性格の存在者であるのか、という問いに対して野矢論文はどのような解答を与えているのであろうか？その要点を明らかにしたうえで、この解答について批判的に検討することにしよう。

野矢の解答をたった一言で要約すれば、「行為とは意図的行為という出来事だ」ということになるであろう。しかし、意図的行為も行為の一種なのだから、行為とはどのような存在性格をもつものなのかと問われているときに、「それは意図的行為という出来事だ」と答えただけでは何も答えたことにならない。その意図的行為こそがどのような存在者であるのかということもまた、まさに問われていることの一部を成すからである。もちろん野矢は、意図的行為がどのような性格の存在者であるかについての一定の明確な見解を持っている。そして、このような見解を根拠づけるための議論も用意している。次節（6節）で私は野矢のこの議論を批判するつもりであるが⁽¹²⁾、今は野矢の見解自体を明らかにすることに努めよう。

野矢の最も基本的な考えは次の一節によく示されていると思われる。

意図的行為として特定されるできごとは、時間空間的に身体運動を越えている。例えば、「私が扉を開ける」というできごとは、空間的に私と扉とを含み、「料理長が鍋の中でチーズを溶かした」というできごとは料理長と鍋とチーズを含んでいる。世界の中で行為するのではなく、世界とともに行為するのである。(56.)⁽¹³⁾

ここから読み取ることができるのは、少なくとも次のような考えである。つまり、意図的行為は空間的に行為者の身体だけでなく、その実現が意図されている事態を構成する諸対象（さらに、おそらくはこの事態の実現過程にしかるべき仕方に関わるすべての対象）をも含むような一つの出来事である、という考えである。また、あからさまに述べられてはいないが、（後で触れるある条件のもとで）意図的行為は時間的にも行為者の身体運動を越えて、少なくとも実現が意図された事態の成立にいたるまでは持続する出来事だ、と野矢は考えていると見るべきだろう。要するに、野矢の第一のテーゼは、

- (N1) 意図的行為とは、空間的には行為者の身体だけでなく少なくとも意図の実現過程に関わるすべての対象を含み、時間的には少なくとも意図の実現にまで延長している一つの出来事である

ということになる。このテーゼの眼目は、意図的行為を行為者の身体運動とそれ以外の過程とに分解することはできない、という点にある（もちろんこれは直接的には、それ以外の過程から切り離された身体運動それ自体を行為と同一視する柏端理論に対して向けられた論点である）。

他方、もちろんわれわれは意図的行為のみならず、意図せざる行為をもなす。意図せざる行為は野矢理論ではどのような存在者とみなされるのか？これに関しては、意図的行為の場合とは対照的に「行為とその結果を別のできごととして分離し、両者を因果関係で結ぶ」という柏端の方針がとられる（cf. 57）。たとえば、料理長がチーズを溶かすさいに不注意にも床にチーズをこぼしてしまったとすると、彼の「チーズをこぼす」という意図的でない行為はじつは「チーズを溶かす」という意図的行為と別の出来事ではなく、ただその意図的行為がその結果の一つへの言及をとおして再記述されたものにすぎない、と野矢は考える。つまり、

- (N2) 意図的でない行為とは、そのとき行われている意図的行為の再記述にすぎず、したがってその意図的行為と同一の出来事である⁽⁴⁾。

これら二つのテーゼ以外に、野矢理論には、ここで挙げておくべきだと思われる少なくとも二つの重要な主張が含まれている。すなわち、

- (N3) 意図的行為の個別化は対応する意図によってなされる。つまり、意図の数だけ意図的行為がある (cf. 61f.)

という主張と、

- (N4) 行為の時間的持続は対応する意図の時間的持続と、少なくともその終結に関しては一致する (cf. 73ff.)

という主張とである。これら二つの主張の含意するところについては後でより詳しく触れることになる。

以上、「存在者としての行為に関する問い」に対して野矢論文がどのような解答を与えているのかについて、とりあえず必要な範囲で明らかにした。次に彼の解答についての批判的吟味に移るのだが、従来、この問いをめぐる論議はいくつかのパズリングな問題を中心として行われてきた。これらのパズルに関してはすでに97論文の中でも多少論じたが、本稿では新しい論点を盛り込みながら、パズルに対する野矢理論の解決の当否について吟味することにする。これが本節の課題である ((N3) と (N4) が主として論議の対象となる)。そして次節 (第6節) では、野矢理論のより本質的な問題点を明らかにすることにしたい ((N1) が主たるターゲットになる)。

ここで扱うパズルは「行為の数」に関するパズルといわゆる「殺害時刻問題」と呼ばれるパズルとであるが、野矢による個々のパズルに対する解決の検討に入る前に、これらのパズルに共通する特性について一言コメントしておいたほうがよいだろう。つまり、これらはいずれも、行為に関わるわれわれの存在論的直観 (とでも言うべきもの)、もしくは言語的直観を下敷きにして提出されているパズルである。われわれがもつ (と考えられる) このような直観と、行為に関するある理論——今の場合これはより詳しく言えば、「存在者としての行為に関する問い」へのある一つの理論的解答ということになる——とが衝突し合うように見える、あるケースが示される。そこで、この行為理論とわれわれの直観とは両立させうるのか否か、両立させうるとすればどのようにしてかという問題が、パズルの実質を成すことになる。

ここで、理論と直観との調停を諦め、「理論は正しいのだから、直観のほうを改めるべきだ」という反応をすることは、もちろんつねに可能である。しかし、みだりにこのような反応をすることは、けっして望ましいことでは

ない。なぜなら、(哲学的な) 行為理論というものは元来、われわれが考えているかぎりでの行為について、その本性をより明確に理解することを目標として構築されるもののはずだからである。行為に関するわれわれの直観を改めるようにみだりに求めること、つまりは現にわれわれがもっている行為概念の改訂をたやすく容認することは、目先の理論的困難を避けるために、理論化の本来の目的を見失い元も子もなくしてしまう結果にしかならないだろう。つまり、行為に関するわれわれの直観は理論化に際してできるかぎり尊重すべきだ、と考えられるのである。以上のことを注意点として念頭に置いたうえで、それぞれのパズルについて考えることにしたい。

(a) 行為の数

われわれはどうやって行為の数を数えるのだろうか？われわれが「一つの行為がなされた」と言うとき、何を基準としてそのように言うのだろうか？つまり、行為の個別化はどのようにして行われるのだろうか？この項はこのような問いについて一般的考察を加えることを目的とするものではない。しかし、このような問いがけっしてたやすく解答が得られるような問いでないことは、次に示すある特殊なケースからも明らかだと思われる。そして、この項の問題は、この特殊ケースを理論的にどう取り扱えばよいか、ということである。さて、その特殊ケースとは、有名なアンスコム¹の例に従えば、次のような文によって記述される状況である。

- (A) その男は腕を動かすことによってポンプを操作し、そうすることによって水を上水道に送り込み、そうすることによってさらに住民を毒殺した (cf. Anscombe (1957), pp.45-6. 邦訳pp.87-8)。

このように記述される状況において「男」は、「によって」という表現によって結び付けられている四つの句が言い表す四つの行為をなしたのだろうか？不注意に考えれば、そう考えてしまうかもしれない。しかし、(A) が記述している状況は、たとえば同じ「男」があるときに腕を動かし、別のときに給水ポンプを操作し、また別のときに水を上水道に送り込み、さらに別のときに住民を毒殺した、という場合とは明白に違う。このような場合なら、「その男は四つの行為を行った」と何のためらいもなく言える。しかし、問題の状況では話はそう単純ではない。

しかもさらに、(A) が記述するような状況は次の文 (B) が記述するような状況とも状況のタイプとして異なっている。

(B) 私は空路シカゴからニューヨークに向かい、そこからレンタカーで近郊の都市まで行った⁽¹⁵⁾。

(B) が語っているようなタイプの状況については、行為者(「私」)は二つの行為をなしたのだ、という圧倒的な直観をわれわれはもつことだろう。あるいはひょっとしたら、行為者がなしたことは結局一つだけ、つまりシカゴからニューヨーク近郊の都市へ行くという行為だけだったのだ、と言われるかもしれない。しかしその場合でも、いや、その一つの行為は二つの部分的行為、つまり空路シカゴからニューヨークへ行く行為と、レンタカーでニューヨークから近郊の都市へ行く行為とから成るものだ、と言り返すことが不適切だとは思えない。

しかし、文 (A) が記述している状況(タイプ)については、少なくともこれほど明らかに行為者(「男」)のなした部分的行為を見出すことはできない。(B) タイプの状況については、行為者はまずある行為(<シカゴから NY まで行く>)をなし、そしてその後別行為(<NY から近郊の都市まで行く>)をなした、とある適切な意味で言える。それに対して、(A) の語る状況において、「男」は腕を動かしたその後に、どんな行為をなしたというのだろうか?何もしてはいないように見える。むしろ、彼がまず腕を動かしたというその一つの行為が、その後の事態の推移によって「ポンプを動かした」とも、「上水道に給水した」とも、「住民を毒殺した」とも語られるようになったのだ、というのが真相であるようにも見える。いずれにせよ、(A) タイプの状況においてはなされた行為はたった一つなのだ、という直観は相当に強いと認めざるをえないように思われる。この点についてまだ論議すべき問題が残っているかもしれない。しかし以下では、「F することによって G した」という仕方でわれわれが日常語っているタイプの状況(の少なくとも一部)においてなされた行為の数は一つである、という直観は正しいと前提して議論を進めることにしたい。

アンスコムやデイヴィッドソン、そして柏端が採用する行為理論では、(A) タイプの状況にまつわる上述のような問題はきれいに解決される。というよりもむしろ、この種の状況における行為の個別化の仕方をわれわれの直観に

添うように理論化するにはどうしたらよいか、を考えるとところからこのタイプの理論は発展させられたのだと言っても過言ではないだろう。だから上述の問題が「きれいに解決される」のはある意味で当然のことなのである。もはやあらためて言うまでもなく、このタイプの理論は（前段の論述の中でも示唆したように）、まず1)「FすることによってGした」という仕方で語られる状況（タイプ）においては「Fしたこと」とも「Gしたこと」とも記述可能なある一つの行為がなされたのだ、と認める（これは柏端の命名に従えば「同一性テーゼ」の承認に他ならない。Cf. 柏端（1997）, pp.29f.）。そして次に、2) このように「Fしたこと」とも「Gしたこと」とも記述されうる一つの行為とは、結局、行為者のある身体運動という出来事に他ならないと主張する⁽¹⁶⁾。それゆえ、このタイプの理論では、文（A）の記述する状況において行われた行為は基礎的には＜「男」が腕を動かした＞という行為ただ一つであり、その一つの行為が（それが引き起こした諸結果への言及をとおして）「給水ポンプを操作した」とも「上水道に給水した」とも「住民を毒殺した」とも記述される、ということになるのである。

これに対して、97論文において私は、（A）タイプの状況においてなされた行為の数は複数個（文（A）の記述する状況では4個）である、と主張する理論（のスケッチ）を提示した。しかし、これは先に述べたわれわれの日常的な存在論的直観に明らかに反する主張であると言わなければならない。では、97論文の行為理論は（われわれの直観を保つべきであるなら）放棄されざるをえないのだろうか？そんなことはない。（A）タイプの状況においてなされた行為の数はただ一つだ、というわれわれの直観に一致するようにこの理論を修正することは比較的容易であると思われる。必要な修正のための大まかなガイドラインを以下に示しておきたい。

97論文で示唆された理論によれば、行為とは（粗く言えば）、「行為者のある身体運動から始まりその行為を記述する行為言明がその生起を論理的に含意する出来事に至る出来事の（因果的）系列」に他ならなかった。そして「FすることによってGした」と記述されるような状況に関しては、この記述が含む「Fした」と「Gした」はともに真正の行為言明であるとみなされ、したがってこのような状況では（行為者の同じ一つの身体運動に始まって、二つの行為言明が含意する二つの出来事に終わる）二つの行為がなされたことになる、と主張された。このような理論にもとづいて、97論文ではデイヴィドソンの「さらなる行為の不在からする議論」に対する論駁が試みられた

(cf. 美濃 (1997), pp.67-71 (183-187))。この論駁自体は依然、有効であると私は考える。なぜなら、97論文の理論によれば、「Fしたこと」と「Gしたこと」とは同じ一つの身体運動から始まる二つの行為であることになり、これは後者が前者に対する「さらなる行為」、つまり前者とは別の身体運動から始まる行為であることを意味しはしないからである。しかし、今述べたことがまさに「FすることによってGした」と記述されるタイプの状況の特殊性を物語っている。つまり、われわれが複数の行為がなされたと認める場合、それらの行為は互いに別々の身体運動にそれぞれ関係づけられるのが通常であろう。それに対して、今考察中のタイプの状況には関係づけられるべき身体運動はたった一つしか含まれていない。それにもかかわらず、97論文の行為理論は、このタイプの状況も複数の行為を含む、という帰結を伴うものだったのである。ここに、この理論の首尾一貫しない点を認めるべきだろう。

そこで、このような帰結を避けるために、「によって」に支配される文脈のうちにある言明は真正の行為言明ではない、とみなす方針を私は提案したい。つまり「FすることによってGした」という行為記述に現れる「Fする」という表現は当の状況における行為者の真の行為を表してはいない、と考えるのである。したがって行為者の行為を真に表すのは「Gした」という部分だけであることになる。しかし、この同じ状況について単に「行為者はFした」と述べたとしても、正しい陳述になるのではないか？そして、これは「Gした」と同様に「によって」の作用域外の言明なのだから、真正の行為言明とみなされるべきなのではないか？だとすれば、もとの「によって」の作用域内の「Fする」も、やはり真正の行為言明と見るべきではないのか、という正当な疑問が生じるだろう。

この疑問に答えるために、私は「(ある行為の) 行為的部分」という概念を新たに導入することにする。「行為的部分」とは、「状況が異なっていたとしたら、行為者の真の行為となりえたであろう⁽¹⁷⁾ 出来事の系列」のことである。したがって、97論文の行為理論によって、ある行為の行為的部分はすべて、その全体行為とも、またお互いにも、同一の身体運動を始点とする出来事系列であることになる⁽¹⁸⁾。そして、「FすることによってGした」という行為記述中の「Fする」の部分はそれ自体でも、また「Fした」と独立の言明として述べられる場合にも、Gという全体行為の一つの「行為的部分」を言い表すにすぎないことになる⁽¹⁹⁾。以上のように「行為的部分」という

概念の導入をとおして97論文の行為理論を修正することによって、「「FすることによってGした」と記述されるタイプの状況においてなされた行為はただ一つだ」という直観とこの理論との調停が可能になるであろう⁽²⁰⁾。そればかりでなく、97論文において行われたデイヴィドソンの「さらなる行為の不在からする議論」に対する反論も、よりいっそう明快なものになるであろう⁽²¹⁾。

では、「行為の数」に関する野矢理論の主張について、以上に述べたことにもとづいて何が言えるであろうか？言うべきことはさほど多くはない。「部屋に風を入れようとして、窓を開けた」という事例（これは「窓を開けることによって部屋に風を入れた」とも記述可能な事例として想定されている）に関して、野矢はここで何個の行為がなされたのかと問いかけ、二個と答えている（60-63）。その理由は、行為者が窓を開けることと部屋に風を入れることの両方を意図し、そしてその二つの意図の達成に成功したのだから、彼は二つの意図的行為をなしたことになる、というものである。これはまさに上述のテーゼ（N3）に従った答えである。このような野矢の主張に対してそっけない診断を下すならば、次のようになるであろう。つまり、この主張は（少なくとも議論の前提として本稿で受け入れられている）われわれの日常的直観（それによれば、この種の状況ではなされた行為の数はただ一つである）に反する。しかし、われわれの直観は安易に改訂されるべきではない。それゆえ、野矢の側から改訂のためのよほど強力な論拠が示されないかぎり（そして彼は現在までのところそのような論拠を示してはいない）、彼の主張は誤りとみなすべきだ、ということになるであろう。

しかし、野矢の主張についてもう少し詳しく別角度からも検討してみよう。野矢は——これは私には不要の動きと思われるのだが——自分の考えているのは「手段目的性に一石二鳥性が加わっている」（72）ケース、つまり手段の一部（「窓が開くこと」）がそれ自体、最終目的の一つと化しているケースだと言う。そして、このようなケースでは「意図の重層性」、つまり行為の目的の多重化が認められるのだと言う。しかし、「一石二鳥」というのは、まさに一つの行為をなすことによって二つの目的が達成されるケースを言い表す定套句と考えるべきだろう。この定套句に含まれているわれわれの日常的直観はここでもまた、野矢の主張とは逆に、問題とされている種類のケースでなされた行為は一つだ、と告げているのである。

意図の数だけ多数の行為が存在するわけではない、という同じポイントは

別のルートからも示される。先ほど言及した箇所では野矢がその成立の可能性を示すために苦勞して論じている「意図の重層性」について考えてみよう。それは彼が考えているよりもはるかにありふれた現象であろう。一般に、手段—目的の関係にある一連の出来事のうち、(最終)目的である出来事だけでなく、その手段にすぎない出来事の多くについてもわれわれはその実現を意図するのである。しかし、このような「意図の重層性」がただちに行為の多数性を含意するであろうか? もし含意するとすれば、それは、意図された手段の実現のためにわれわれがいちいち勞をとらなければならない場合と、そのような勞をとらずとも一つの手段の実現がいわば連鎖的に残りの手段の実現へと導いてくれる好便な場合との区別が失われてしまうことを意味するだろう。以上のような考察もまた、意図の数だけ行為の数があると主張する、野矢テーゼ(N3)の根拠の薄弱さを示していると考えられるのである。

(b) 殺害時刻問題——行為はどれほどの間続き、いつ完了するのか?

第二のバズル(群)は行為の完了時刻に関わるものである⁽²²⁾。私見では、このバズル群においてはわれわれの日常的言語直観が重要な役割を果たす。つまり、これら第二の種類のバズルは共通して、他の点では有望と思われる行為理論⁽²³⁾からわれわれの言語直観に反するような帰結が導き出されてしまう、という形をとる。はじめに、本稿に登場する二つの行為理論から、具体的にどのような反直観的帰結が生じるのか、まとめて示しておこう。取り扱い事例は柏端から借りることにする。それは「サーカス団長である笠原氏が撃った弾丸が正一少年に命中し、そのため正一少年は三時間後に死んでしまった」(柏端(1997), p.126)、という事例である。

この事例に関して、まずアンスコムーデイヴィドソン—柏端的理論からは、次のような反直観的帰結が生じる。

(K1) 正一の死の三時間前に、笠原による正一の殺害があった

ないし、(同じことを意味する言明として)

(K2) 正一の死の三時間前に、笠原は正一を殺した。

この理論では、笠原による殺害行為は正一を狙撃したさいの彼(笠原)の身

体運動へといわば縮約される。したがって、問題の状況について上の言明 (K1) ないし (K2) が正しく語りうる、ということになるのである。しかし、これらの言明は日常的言語直観に照らせば明らかに奇異であろう。

他方、97論文における私の行為理論（ないし本稿におけるその修正版）からは、次のような反直観的帰結が出てくる。

(M1) 笠原はその三時間の間、正一を殺していた

ないし、

(M2) 笠原はそのとき [問題の三時間の間のある時点 t_i で] 正一を殺していた

ないし、

(M3) 笠原は今 [問題の三時間の間のある時点 t_i で] 正一を殺している。

(ただし事態を簡明にするため、時点 t_i は狙撃の瞬間からはかなり時間的に隔たっており、そのとき笠原は車で逃走中であつた、という想定を付け加えて考えることにする。) すでに見たように、97論文の行為理論によれば、笠原による正一の殺害行為は、笠原が（少なくとも）引き金を引いたその瞬間から正一の死に至るまで続いたことになる。したがって、(適切な発話状況さえ想定すれば) 上の三つの進行形言明のいずれもが笠原の行為について正しく言えることになるように思われる。しかし、やはり通常の言語直観に照らすならば（そして特に、付け加えた想定を考慮すれば）、これらの言明にはどれにも奇妙な響きがあると言わざるをえないだろう。

このように直観的に奇妙な言明をその帰結として伴うということについて、各々の行為理論はどのように釈明するのであろうか？ この問題に関しては、じつはかなり多くのことがこれまでの論争の過程ですでに論じられてきている (cf. 柏端 (1997), ch. 7; 美濃 (1997), pp.71f. (187f.) etc.)。つまり、どちらの理論にもそれなりの言い訳ができるのである。そこで本稿では、むしろこの第二の種類のパズルの提出している問題とはどのような性質の問題

であり、したがってこの種のパズルを解くとはどういうことなのか、そのためには何が必要なのか、といった事柄からもう一度考え直してみることになりたい。この点に関連して柏端は次のように述べている。

... しかしもし、[2・6]と[1・11]を前提にして、[7・4]の奇妙さがいったい何に由来するのかを示すことができ、しかもなぜ正一が死ぬまで「正一の殺害はすでに終了した」と言えないのかについてもうまく答えることのできるのであれば、それらのテーゼを同時に受け入れることがより積極的に擁護されるだろう。(柏端 (1997), pp.133-4.)

ここで「[2・6]」と呼ばれているものは、先にも触れた「同一性テーゼ」、つまり「FすることによってGした」と記述される状況は「Fしたこと」とも「Gしたこと」とも記述可能なある一つの行為を含むという主張である。「[1・11]」というのは、「同一の時空領域を占めることは、出来事が同一であることの必要条件である」という主張のことである(柏端 (1997), p.11)。これら二つの主張はともに柏端の行為理論の中核部分を成すテーゼである。そして「[7・4]」とは上に示した言明(K1)に他ならない。

殺害時刻(一般的には行為の完了の時刻)をめぐるパズルの解決がどのようなものでありうるのかという問題に対する解答として、上の引用文が示す柏端の見解は不満を残すものである。控えめに言っても、それは不明確でミスリーディングな点を含んでいる。柏端は、自分の行為理論の中心テーゼを「前提にして」、その理論の奇妙な帰結((K1)や(K2))の「奇妙さがいったい何に由来するのかを示すことができ」るならば、それらのテーゼが「より積極的に擁護されるだろう」と主張している。しかし、まさにそこからある奇妙な帰結が生じたところの当の理論(の中心テーゼ)を「前提にして」、その帰結の「奇妙さの由来」を示すことが、いったいどのようにして可能なのだろうか?もし「前提」にされるのがそれらの理論的テーゼだけであるのならば、このようなことは不可能だとしか考えられない。なぜなら、問題の「奇妙」な帰結はまさにこれらの理論的テーゼの論理的帰結なのであるから、これらのテーゼの側から見ればこの帰結には何ら「奇妙」な点などあるはずがないだろうからである。「奇妙さ」が見出されるとすれば、それは問題の行為理論の理論的視点以外の視点が入ってきたときにこそであろう。したがって、「奇妙さの由来」の説明もまた、この理論的視点以外の視点から行われ

るほかはないと考えられるのである。

同じポイントを少し別の仕方で述べてみよう。引き続き柏端の行為理論に即して述べさせてもらおうと、もし (K1) や (K2) というこの理論の帰結の「奇妙さの由来」がこの理論自体を「前提にして」示されるのであれば、柏端理論を理解しない者にとってはこれらの帰結の奇妙さを感じとることはできないのであろうか？ あたかもそういうことになるかのようである。しかしじっさいには、柏端理論を受け入れない者でも、この理論について何も聞いたことがない者ですら、もし (K1) や (K2) といった言明を提示されれば、その奇妙さに容易に気づくことだろう。とすれば、この奇妙さの「由来」が柏端行為理論自体によって（はじめて）示されるのではなく、この理論とははっきりと独立に奇妙さは存在するのだ、と考えるべきなのではないだろうか。結局、問題の帰結の奇妙さはわれわれの日常的言語直観に照らしての奇妙さであり、したがってこれらの帰結が言明ないし文としてもつ何らかの言語的特徴に由来する奇妙さなのである。それゆえ、その奇妙さの性質と由来はわれわれの言語直観自体にもとづいて、もしくはより正確にはこの直観の分析から得られるだろう何らかの言語理論にもとづいて明らかにされるほかはないだろう、と考えられるのである。

では、奇妙な帰結が導き出されることを指摘された行為理論自体にできることは何であろうか？ 簡単に言えば、その帰結の奇妙さの「無害化」である。つまり、指摘された帰結の奇妙さが当の理論の矛盾、われわれの行為概念との明らかな不整合、事実との明白な不一致などといった深刻な問題を含意するものではない、ということを示してやることだけである。だがもちろん奇妙さを「無害化」することはそれを消去することではない。それを消去できるものがあるとすれば、それはやはり先ほど言及した、この奇妙さについての言語論的説明だけであろう。つまり、この種の説明は (K1) や (K2) といった帰結が言明としてどのように奇妙であるかを明らかにすることによって、なぜわれわれが通常このような言明を用いないのか、そして用いるべきでないのか、ということも示してくれることだろう。そのようにして、この種の言語論的説明は問題的な言明（帰結）をその奇妙さとともに、われわれの言語実践の舞台から「消去」してくれるのである。

では、具体的に (K1) および (K2) の「奇妙さの由来」はどのようにして説明できるのであろうか？ まず、その奇妙さはどういう奇妙さなのであろうか？ それは、柏端自身がある箇所で述べているとおり、「素直に読むとあ

たかも正一が二度死んだと述べているかのようである」(柏端 (1997), p.142, n. 15) という奇妙さである。では, (K1) および (K2) は, なぜこのように読めてしまうのだろうか? 私の見るかぎり, 最もシンプルでかつ説得的な説明は次のようなものである。つまり, これらの言明の述部(「正一の殺害があった」および「正一を殺した」)は被害者である正一の死を論理的に(つまり意味上)含意する。だから, 副詞的修飾句「正一の死の三時間前に」はあたかも正一の死の時刻を示しているかのようになり, 読む者に感じられてしまう。すなわち, これらの言明は「あたかも正一が二度死んだと述べているかのよう」に読めてしまうのである。以上で終わりである⁽²⁰⁾。

私の見るところでは, この説明は柏端理論であれ他の理論であれ, どの行為理論からも中立的で, しかも日本語についての多少の言語理論的理解をもつ者なら誰にとっても理解可能な言語論的説明である。そして言うまでもなく, 柏端の行為理論はこの説明と論理的に両立可能である。それゆえ, 「殺害の時刻をめぐるパズル」を解くためには, 柏端はこの説明を携えつつ次のように言いさえすればいいのである。「たしかに (K1) や (K2) は奇妙に聞こえる。しかし, 論理的にはあるいはむしろ行為理論の観点だけから言えば, これらの帰結には何の問題もない(無害である)。なぜなら, 私(柏端)の行為理論が示すとおり, 殺害行為の時刻は被害者の死の時刻と同じとはかぎらないからだ。ただ, (K1) や (K2) は上の説明が示すとおり, もっぱら言語論的に見て奇妙で不適切な言明である。だから, 通常は発話されないし, また発話されるべきでもないのである」, と。

では今度は, 97論文における私の行為理論にとって, この種のパズルは具体的にどのように解かれるのであろうか? 事情は柏端理論の場合とまったく同様だと考えられる。まず, (M1) から (M3) までの三つの言明は論理的に不整合なことを述べているわけでもなく, 確認済みの事実と明白に一致しないことを述べているわけでもない。それゆえ, これらの言明の奇妙さはけっして97論文の理論に, 行為理論としての重大な欠陥があることを告げ知らせるものではない(無害である), と考えられる。この結論を補強してくれるのは次のような考察である。すでに97論文において指摘したことであるが(p.72 (188)), 笠原による正一の殺害のようなケースとは異なり, 行為者の身体運動が終了した後の段階についても進行形言明が自然に語りうるケースが存在する。たとえば, 私がお湯を沸かしたとする。水の入った容器をヒーターに置きスイッチを入れた後は私は鼻歌でも歌っていればよい。しかし,

この時点で、

(M3') 私は今お湯を沸かしている

と私が言うことはきわめて自然であろう。さらに、たとえばその翌日になってから、次のように言うことにも何の不自然さも認められないだろう。

(M2') 私は昨日のそのときお湯を沸かしていた

あるいは、

(M1') 私は昨日のその十分間の間お湯を沸かしていた

と。以上の考察は、日常言語における進行形言明の用法が一致して、行為者の関連する身体運動終了後の時点について行為の進行を主張するような進行形言明を排除しているわけではないことを少なくとも示している。言い換えれば、(M1)～(M3)のような奇妙な進行形言明は特殊事例にすぎず、したがってこれらがある特定の行為理論に対する不利な証拠とただちにみなすことは適切ではない、ということを示している。むしろ、これらの進行形言明のあるものが不自然で別のものが自然であるのは、何らかの純粹に言語的な理由によると考えられるのである。そうすると、残る課題は、なぜ(M1)～(M3)は不自然で、(M1')～(M3')は自然であるのかを明らかにしてくれる説得的な言語論的説明を見出すことだ、ということになる。

問題は十分に説得的な説明が現時点で私には見つかっていないということである。たとえば、はじめ私は「殺す」は何らかの理由で進行形の用法をもたない特殊な動詞（通常の文法では「完了動詞」などと呼ぶのかもしれない）ではないか、と考えてみた。しかし、どうもこの考えは正しくないようである。家中追いかけてまわしたあげくについに殺虫剤をたっぷりお見舞いしてやったゴキブリの断末魔を眺めているさいちゅうに、もし背後から誰かに「何をしているのか」ときかれたら、私は、

(M4) 今ゴキブリを殺しているところだ

と答えてしまいそうである。少なくとも、そう答えてもさほど不自然とは思えない。

第二のアイデアは次のようなものである。現在進行形の文はもちろん、それが言い表す行為が現に進行中であることを知っている者だけが発話できるだろう。しかし、笠原による正一の殺害のケースで想定されている状況（笠原は狙撃後ただちに現場から逃走し、正一は三時間後に失血死した、等々）からして、（ひょっとしたら正一自身を除いて）笠原であれその他の人であれ、問題の三時間の間、正一が死につつあることを知りうる立場にあった人がいたとは考えにくい。つまり、たとえ笠原の殺害行為がそのとき進行中であつたとしても、そのことを知りえた人は（ほとんど）いなかったと考えられる。だから、時点 t_1 において、「笠原は今、正一を殺している」という文が誰かによって発話される可能性は（ほとんど）考えられないのである。このようにそもそもそれが発話されうるような状況の存在がきわめて考えにくい、ということこそがこの文の「奇妙さの由来」である。

もちろん、このような説明は（M3）にしか当てはまらない。では、（M1）と（M2）についてはどうなるのか？結局のところ、これらの文の「奇妙さ」は単にそれらが聞き慣れない文だということに尽きるのではないか、という考えに私は現在傾いている。これらの文の「奇妙さ」は各々について次のような言い換えを行えばかなりの程度に緩和されるように思われる。

（M1'）笠原は三時間の間、正一を殺していたことになる。

（M2'）笠原はそのとき正一を殺していたことになる。

（M1'）と（M2'）がわれわれの言語直観に照らして受け入れることのできる文であるなら、今行った言い換えはほとんどトリヴィアルで問題のない変更と思われる⁽²⁶⁾ので、もとの（M1）と（M2）も言語論的にさほど問題のある文ではなかったのだということになろう。つまり、（M1）と（M2）は何らかの重要な意味でわれわれの言語直観に反する文だ、というこれまで立ててきた前提をむしろ撤回すべきだということになるだろう。

しかし現在の私には、以上のような第二のアイデアが求められている説得的な説明である、と言い切るだけの自信はない。むしろ、それは見出されるべき説得的説明の基本的スタイルを示唆しているだけのものと認めるべきだ

ろう。それにもかかわらず、私が主張したいポイントは明らかだと思われる。繰り返しを含むことになるが、要点をまとめ直しておこう。まず、ある行為理論から「奇妙」な帰結が導き出される場合、その「奇妙さ」にはいくつかの種類がありうるということに注意する必要がある。それは当の理論の自己矛盾、われわれが現在もつ行為概念との明らかな不整合、あるいは何らかの事実の不一致といった意味での「奇妙さ」である場合もある。しかし他方、このような悪性の「奇妙さ」ではなく、導き出された帰結がわれわれの日常的言語直観に照らして単に言語的にのみ「奇妙」であるという場合もある。「殺害の時間に関するパズル」に関して言えば、少なくとも柏端の行為理論や私の1997年の行為理論の帰結がもつ「奇妙さ」は前者の悪性の種類のものではないことを示す（無害化する）ことができた。したがって、これらの理論の帰結は後者の単に言語的な意味での「奇妙さ」をもつにすぎないのだと考えられるが、この場合には、問題の「奇妙さ」の性質や由来の説明は何らかの説得的な言語理論に任されるほかはない。所詮、行為理論は言語理論ではないのであり、行為に関わる言語表現の用法について説明することはできないし、また説明する責務も負わないのである。ただし、何らかの言語的に「奇妙」な帰結が導き出されたならば、当の行為理論は、その帰結が言語論的に適切に説明（して消去）されうるであろうことを論じ示す必要はあるだろう。柏端理論の場合にはそのような説明と考えられるものが見出されたし、私の1997年の理論についても何らかの適切な説明が存在すると考えるべき根拠を示すことはできたのである（行為者の関連する身体運動が終了した後の時点についても進行形表現を用いることが言語規則によって禁じられているわけではないことが示されたので）。以上の考察から得られる教訓のなかでおそらく最も重要なものは、ある行為理論から「奇妙」な帰結が導かれたとしても、それを安易に当の行為理論に対する不利な証拠として即断すべきではない、ということである。

以上の考察を踏まえて、いよいよ「殺害の時間に関するパズル」に対する野矢の応答を吟味することにしよう。それは、問題の行為（殺害）が意図的かそうでないかに応じて、二段構えの答えになっている。まず意図的行為のケースについて野矢は次のように述べている。

笠原が正一を狙撃し、その三時間後に正一が死んだ場合を振り返ってみよう。...「笠原の殺害行為が為された時刻はいつか」という問題に対しては

こう答えられることになる。それが完全な意図的行為であるならば、答えは「笠原の狙撃から正一の死亡までの三時間」である。そしてそれが不完全な意図的行為であり、例えば笠原が二時間後に死んだならば、答えは「笠原の狙撃から笠原の死亡までの二時間」である。(76.)

ただし、ここで「完全な意図的行為」というのは「たとえ希薄ではあれ最後まで意図性が保持された」(ibid.) 意図的行為のことであり、「不完全な意図的行為」とは「途中で意図性がゼロになった場合」(ibid.) の意図的行為のことだと説明されている⁽²⁶⁾。

他方、意図的でない行為のケースについては、以下のように述べられている。

次に、正一の死が笠原の意図せざることだったとしよう。その場合には笠原は正一の狙撃の後、もはや正一を死に至らしめることに対して何の構えももたない。この場合には、私はむしろ柏端と同様の見解に立つ。笠原は確かに正一を殺害した。正一は死んでしまったからであり、そうなったのも笠原の銃撃が原因だからである。しかし、その殺害行為はけっして三時間かけて行われたのではない。結果として「殺害」とも記述される行為は、あくまでも一瞬の銃撃にはかならない。(67-68.)

この引用文から次のことが明らかであると考えられる。まず、意図的でない行為のうち少なくともある種のものは、ある意図的行為をそれが引き起こした結果の一つに言及することをおして再記述したものにはかならない(上のテーゼ(N2))と野矢が考えており、そしてそれゆえに、意図的でない行為の完了時刻は再記述されているところの意図的行為の完了時刻に一致する、とみなしているということである。すでに見たとおり、意図的行為の完了時刻は対応する意図の終結時刻に一致すると主張されていたのだから、したがって意図的行為かそうでない行為かにかかわらず、野矢の共通する主張は「行為の完了時刻は関連する意図の終結時刻に一致する」ということであることが確認できる。つまり、先にこの点に関する野矢の主張をテーゼ(N4)として要約したが、その適切さがこうして確認できるのである。

さて、野矢のテーゼ(N4)に対して、私はここでは次の二点について批判を行いたい。

- 1) 野矢は (N4) を純粹に行爲理論に属する理論的主張としてではなく、むしろ言語理論に属する主張として (も) 解しているふしがある。つまり野矢の理論は行爲理論であるにとどまらず言語理論でもあろうとしているかのごとくである。それにもかかわらず、彼の理論は行爲に関わる諸表現 (進行形言明など) の日常的用法を適切に説明することに成功していない。
- 2) (N4) の主張するように、意図性 (「可能的行爲への構え」) が終結するとき行爲も完了するのであるとすると、意図された状態がすでに実現されているのになお行爲が続いている、という場合を認めざるをえなくなると考えられる。そして、この不都合な帰結を避けようとすれば、野矢の理論はアド・ホックな対応を迫られるだろう。

第一の批判は (N4) そのものに対する直接の批判というよりは、むしろ野矢による (N4) についての理解の仕方に対する批判である。他方、第二の批判は (N4) に対するより直接的な批判である。以下、各々の批判を順により詳しく展開することにしよう。

テーゼ (N4) に関連して野矢は次のように述べている。

だが、不自然な場合があるからすべていけないとする議論も、自然な場合があるからすべてよしとする議論⁽⁷⁾も、ことがらをまったく半分しか見えていないと言わねばならない。実情は、関連する身体動作が為されていないにもかかわらず進行形が自然な場合もあれば、不自然な場合もある、ということである。そして私の考えでは、それは行爲が意図的であるのか意図せざるものであるのかに依存している。(65. 強調美濃)

ここではもはや行爲はいつ完了するのか、「関連する身体動作」と同時になるのかそれともそうではないのか、という行爲論の問いは少なくとも直接の問題とはされていない。そうではなく野矢の念頭にあるのは、行爲に関わる進行形というタイプの言明が「関連する身体動作が為されていないにもかかわらず」自然に用いられる場合はいつで、不自然な場合はいつなのか、という明白に言語論的な問いだと言わざるをえないだろう。言い換えれば、野矢はテーゼ (N4) を私が述べたような形においてではなく、むしろ次のような

形で理解していたのではないか、という疑いがきわめて濃厚なのである。

- (N4') 行為の完了時刻に関連する意図の終結時刻と一致すると見れば、進行形をはじめとして行為に関わる諸言語表現の日常的用法がもっとも自然に説明できる。

上で確認したように、柏端は行為理論が自らの言語論的に「奇妙」な帰結の「奇妙さの由来」を説明することができるし、またそうすべきだと考えた点で、二つの理論レベルについての勘違いを犯していた。しかし、問題はあくまでも行為理論であるという了解は、柏端の場合には疑問の余地なく存在していた。他方、野矢の場合には、あたかも求められていたのははじめから行為に関する日常的言語用法をみごとに説明してくれるような言語理論だけであるかのようである。

これに対して、「いや、野矢は単に言語理論だけを求めたのではなくて、適切な行為理論を見出せばそれは同時に適切な言語理論としても機能する、もしくは適切な言語理論の基礎を提供してくれるだろう、と考えたのだ」といった擁護がなされるかもしれない。しかしまず、そのような行為理論と関連する言語理論との予定調和を信じるべき根拠が容易に見つかるとは思えない。さらに悪いことに、野矢の行為理論、少なくともテーゼ (N4) は「適切な言語理論としても機能する」どころではない。先ほどの引用に続けて次のように述べられている。

実際、殺害が意図的なものである場合、笠原が「正一を殺すのに三時間かった」と言うことには不自然なところはないが、意図的でなかった場合にそのように言うことは不自然だろう。(66.)

不可解なことに、野矢がここで言及しているのは「正一を殺すのに三時間かった」という言明だけである。しかし、野矢自身が述べていたように、問題は進行形の言明、特に (M3) なのである。少なくともわれわれが想定していたような状況、笠原が殺意をもって正一を狙撃し、その後ただちに現場を去って逃亡した等々の状況において発話されたとすれば、(M3) は奇妙な響きをもつだろう。しかし、(私の97年の理論と同様に) 野矢の (N4) から、(M3) は疑いの余地なく導き出される。要するに、「関連する身体動作

が為されていないにもかかわらず、意図性が持続しているかぎりは行為に関する進行形は自然、そうでなければ不自然」という（行為and/or言語）理論は、この場合には明らかに破綻をきたすのである。第一の批判は以上である。（N4）のステイタスに関する野矢の理解は、それが一つの言語論的テーゼそのものであるという、おそらく柏端以上にひどい誤解を含んでいるのではないかと強く疑われる。しかも、このように誤解にもとづいて想定された言語論的テーゼ（（N4'））は、それが解決すべく期待された当の言語論的問題を何ら解決しないままに終わっているのである⁽²⁸⁾。

次に、（N4）を純粹に行為論的テーゼとして見たときに、それは説得的主張と言えるであろうか？本稿においてこれまでずっと検討対象にしてきた事例を少し拡張することによって、このテーゼがある由々しい問題を生じさせることを明らかにみてとることができる。笠原による正一の殺害という事例の状況設定を次のように変えよう（もしくは補足しよう）。つまり、笠原は正一を狙撃した後ただちに逃走したのだが、彼は銃弾が正一に命中したことは確認したものの、正一の受けた傷が致命傷であるかどうかについては何の確信も得ることができなかった。確信のないまま笠原は逃走を続け、翌日になってはじめてメディアの報道を通じて正一が狙撃の三時間後に死亡したこと、つまり彼のもくろみどおりに殺害行為が成功したことを知ることができた。さて、このような事例では行為者の意図的行為はいつ完了したことになるのだろうか？（N4）に従うならば、それはもちろん行為者笠原の意図（殺意）、野矢の言葉を借りれば「意図性」ないし「可能的行為への構え」が消失した時点においてである。では、笠原の問題の「意図性」が消失した時点とはいっか？常識的に考えるならば、それは笠原が正一の死の事実を知った時点であると言わざるをえないだろう。なぜなら、途中で笠原の気が変わり正一への殺意が消えたのでないかぎり（そして今の想定では彼の気は変わらなかったことになっている）、彼が意図したことの実現を知るか確信するまでは彼の意図（殺意）は持続し続けるだろう、とみなすのが当然だからである。したがって（N4）に従うかぎり、笠原による正一の殺害行為が完了したのは、狙撃の瞬間でもなく、それから三時間後の正一の死の時点においてですらなく、狙撃からまる一日後においてであることになってしまう。一般化して言えば、テーゼ（N4）に従うかぎり、場合によって意図的行為は意図された状態が実現された（行為が成功した）後もなお継続され、行為者がその実現の事実を知る（確信する）まで完了しない、ということになっ

てしまうのである。私には、これはほとんどクレイジーな帰結に思える。

たしかに、野矢は「笠原の殺害行為の為された時刻はいつか」という問いに対して、「それが完全な意図的行為であるならば、答えは「笠原の狙撃から正一の死亡までの三時間」である」(76)と述べていた。そして、今考えられている状況設定のもとでは笠原の殺意は「たとえ希薄ではあれ最後まで」保持されているのだから、野矢の定義に従って笠原の殺害行為は「完全な意図的行為」であることになる。つまり、今確認した野矢の「答え」は、前の段落で想定したような種類の状況に関するかぎりは、(N4)に明らかに反するのである。では、(N4)に反してまで、野矢が殺害時刻問題に対して今のような「常識的」答えを与えるべき強い根拠はあるのだろうか?少なくとも野矢のテキストの中にはそのような根拠の提示を見出すことはできない。それどころか、(N4)に対する違反は野矢の行為理論から理論的首尾一貫性を奪う結果へと導くだろう。なぜなら、この理論の他の中心的テーゼ(N1)～(N3)を見れば分かるように、それはあくまでも行為における「意図性」を基軸に据えることによって、私のいわゆる「行為に関する存在論的問い」の数々に答えていこうとする行為理論だからである。そして、行為の持続時間に関する問いへの答えとしての(N4)は、野矢行為理論のこのような根本的発想によく合致している。じっさい、行為者が突然死亡したり意識不明に陥ったりすることによって生じる「不完全な意図的行為」や意図的でない行為の持続時間に関しては、野矢はためらうことなく(N4)に従った解答を与えている。(そうすることによっていくつかの理論的困難を免れるという恩恵を受けてもいる。)したがって、ある特殊な種類の状況のもとでなされた「完全な意図的行為」の持続時間についてだけ、(N4)に反する解答を与えるならば、アド・ホックな対応であるとのそしりを免れないだろう。だが繰り返すまでもなかろうが、一貫して(N4)を堅持すれば、先ほど指摘した不都合な帰結に直面せざるをえないのである。

「殺害の時間に関するパズル」に対する野矢の理論的解答についての、私の評価を要約しておこう。彼の解答の中心に置かれているのはもちろんテーゼ(N4)であるが、このテーゼのステイタスに関して、それが行為理論よりはむしろ言語理論に属するテーゼであるとの、かなり根本的な誤解を野矢は犯していると見受けられる。そのために彼の解答には無用の混乱が生じている。さらに、言語論的テーゼ(N4')として再解釈された(N4)は、懸案の言語論的問題の解決に何ら役立たない。したがって、野矢の行為理論は、

柏端理論や97年の私の理論について指摘されたのと同様の、言語直観に反する（と思われる）帰結をもつことになる。つまり、意図的行為に関しては私の理論同様（M1）～（M3）（特に（M3））という反直観的帰結をもち、意図的でない行為に関しては柏端理論と同様に（K1）ないし（K2）という厄介な帰結をもつ。しかしそれにとどまらず、野矢の理論は残り二つの理論からは出てこないような不都合な帰結をも導き出してしまう。つまり、ある種の状況のもとでの意図的行為に関しては、意図が実現された後も意図的行為は完了せず持続し続けることになってしまう、という帰結である。以上を総合すれば、「殺害の時間に関するパズル」に関するかぎり、たとえ（N4）のステイタスについての理解における混乱を差し引いて考えたとしても、野矢の行為理論が柏端や私の理論に比べてよりすぐれた理論であるとはけっして言えない、ということは明らかであると考えられる。

注

- (12) この批判は本稿（下）で行うことになる。
- (13) 本稿（上）においてと同様に、「所見」論文（すなわち野矢（1999a））からの引用ないしそれへの参照を行う場合には、文献名は挙げず該当箇所の頁数のみを記すことにする。
- (14) 野矢の場合には、柏端の場合とは違って、意図的行為はそれが引き起こした何らかの結果への言及をとおして再記述される（「行為記述の因果的生成」）だけではない。意図的行為は、それが含む身体運動への言及をとおしても再記述されるのだ、と言われる。たとえば「（ある仕方で）腕を動かす」という例の男の行為は「ポンプを動かして給水する」という彼の意図的行為の一つの再記述にすぎない、とされる。このような仕方での再記述を野矢は「行為記述の分析的生成」と呼ぶ。（Cf. 63.）
- (15) （B）が記述する状況についても、

（B'）私は（まず）空路ニューヨークに行くことによって、その近郊の都市へと行った

という言い方が許されるかもしれない。そうすると、「によって」という表現が行為記述を連結する形の言明が正しく当てはまるいかなるケースでも部分的行為は含まれない、という本文で行った主張は成り立たなくなるだろう。しかし本稿では、議論の分かりやすさのために、このような可能性は無視することにする。そ

うしても議論の本質が損なわれることになるとは考えられないからである。

(16) Cf. 柏端 (1997), pp.165-170. アンスコムやデイヴィッドソンにもこのような主張への傾きがあることは明白である。

(17) たとえば、例の「給水ポンプを動かすことによって住民を毒殺した男」の意図するところが住民の毒殺ではなく、単に（ポンプの具合を調べるために）給水ポンプを動かしてみることであったとしたら、「男が給水ポンプを動かしたこと」は真に彼の行為となったであろうように。しかし、本文において述べた「行為的部分」の定義はそのままの形では不十分であろう。たとえば、行為者がその意図を達成するために立てた「計画」——これはM.ブラットマンから借りた概念である（cf. Bratman (1987), chs. 2 & 3）——の中にその一項目（手順）として組み込まれていること、といった付加的条件が必要であることだろう。だが、「行為的部分」の厳密な定義を与えることは本稿の手に余るし、本稿の主旨にとっても重要な事柄ではない。

(18) 言うまでもなく、ある行為の「行為的部分」は先に述べた「部分的行為」とは違う。二つの「部分的行為」はあくまでも二つの異なる身体運動を始点とする出来事系列である。

(19) したがって「行為者はAした」という形の言明は、その形式だけで真正の行為言明とみなされるわけではないことになる。もし「行為者はAした」という言明が記述する状況について「行為者はAすることによってBした」とも正しく述べることができるならば、元の言明は単に一つの行為的部分を表すだけで、真正の行為言明ではないことになる。しかし、このようなことは他の理由でも生じうることである。たとえば「プラトンは死後2000年以上たってから日本のある青年を哲学の道に引きずり込んだ」という言明はまちがいに「行為者はAした」という形をしている。だが、この言明が真正の行為言明とは言えないことは明白だと私には思われる（それが記述している出来事はプラトンはまったく与り知りえないことだったのだから）。

(20) もちろん「FすることによってGした」と記述されるタイプの状況においてなされた唯一の行為として私の理論が特定する存在者は、アンスコム—デイヴィッドソン—柏端的理論が特定するそれとはまったく異なる。しかし、言うまでもないこととは思いますが、このこと自体はわれわれの日常的な存在論的直観には何ら反するものではない、と私は考える。給水ポンプの事例で言えば、「男」の身体運動（「腕を動かしたこと」）こそが彼の唯一の行為である、ということはけっしてわれわれの直観の一部ではない。それは単にある特定の行為理論の理論的主張にすぎない。もちろん上のように記述される状況における唯一の行為をGという全体行為とみなす私の理論に対しては、さまざまな疑問が提出されうることだろう。しかし、それはそのような唯一の行為を行為者の身体運動と同一視する理論に対してさまざまな疑問が提出されうるのとまったく同様のことである。

(21) ゴールドマンのいわゆる「規約的生成」(cf. Goldman (1970), pp.20ff.) の

ケースが修正後の97理論にとって問題化しうるのではないかという指摘を、柏端から私信の中で受けた。たとえば、「のろしを上げることによって合図をした」という場合、〈のろしを上げること〉と〈合図をすること〉とは同一の出来事（系列）を成すが、修正後の97理論では、「のろしを上げる」は「によって」の作用域内にあるから、一つの行為的部分を指示するにすぎない。したがって、全体行為がその部分の一つと同一であることになるが、これは問題ではないか？これに対して私は、全体がそれ自身の一つの部分であると言ってなぜいけないのか、と答えたい。つまり私見では、同一の出来事系列が「のろしを上げる」と「合図をする」という二つの記述を許し、そのうち「合図をする」だけが真正の行為言明であり、しかもその出来事系列はどちらの記述からも独立に端的に一つの行為なのである。

- (22) このパズル群の一部については、デイヴィッドソンの行為理論をめぐる「殺害時刻の問題」として、70年代に盛んに議論がなされた。この論争の経緯および関連文献については、柏端（1997）の第七章を参照されたい。言うまでもなかろうが、本文のこの項においては、特にデイヴィッドソン理論との関わりにおいてだけではなく、より一般的にパズルを取り扱うことになる。
- (23) 誤解のないよう繰り返して言うておくが、ここで言う「行為理論」とは、先に使用した表現を再び用いれば、「存在者としての行為に関する問い」への何らかの理論的解答、というほどの意味である。
- (24) 柏端自身はもちろん別の説明を与えている。それは「他動的動詞一般に共通する多義性」とでも呼ぶべき説明だと理解される（cf. 柏端（1997）, pp.135-7）。問題の「多義性」とは次のようなことである。たとえば「十日までに原稿を送ってください」と言われたとき、この文は「十日までに原稿を発送せよ」という意味にも、「十日までに届くように原稿を送れ」という意味にも解釈可能だ、ということである。柏端によれば、これは、一般に他動的動詞（他動詞）の前に時刻を示す副詞的修飾句がつけられた場合には、この修飾句は他動的動詞が表す行為を述定するとともに行為の結果を述定するともいずれにも解釈可能だ、という性質の多義性である。

しかし柏端によるこの説明はまず、彼の行為理論の中心的テーゼを前提として含む説明である（被害者の死は殺害行為の単なる一結果だとみなされている）ので、この行為理論に与しない者には受け入れられない。さらにもっと悪いことに、やはり彼の行為理論を前提として含むがゆえに、結局この説明は問題を引き起す多義性の本質も、したがってまた（K1）や（K2）の「奇妙さの由来」も正確に説明できていない、と考えられる。時を表す副詞句の述定関係の多義性が問題化するのは、単に行為とその任意の結果の間においてではない。その証拠にたとえば、

- （K4） 正一の恋人が悲しむ一日前に、笠原による正一の殺害があった

という文には、(K1) がもつような奇妙さはまったく認められない。つまり、たとえ多義性が行為の述定か行為の結果の述定かをめぐって生じるのだとしても、そこで問題になるのは行為のある特殊な結果だけなのである。その特殊な結果とは言うまでもなく、行為のある適切な記述がその生起を論理的に含意するような出来事にはかならない。しかし多義性がまさに今述べた点をめぐって生じるのだとすれば、行為の述定か行為の結果の述定か、という無駄な二者択一はすべてはずしてしまえるだろう。つまり、問題を引き起す多義性を、時を表す修飾句が行為（それは言うまでもなく一般に時間的幅をもつ出来事である）を述定するとともに行為記述の論理的帰結である出来事を述定すると解釈可能だという多義性として、より本質をついた仕方で捉えることが可能になるのである。問題の多義性についてのこのような理解が柏端理論であれ他の理論であれ、いかなる特定の行為理論からも中立的であることは明白だと思う（正一の死を笠原による殺害行為の単なる結果として捉えるべき必然性はない！）。また、このような理解が、本文中に示したような、(K1) や (K2) の「奇妙さの由来」についての単純明快な説明に直結していることも明白だろう。柏端流の「他動的動詞一般に共通する多義性」にもとづく説明は、このような仕方で (K1) や (K2) の奇妙さの源泉を正確に特定することに失敗しているのである。

- (25) 後から付け加えられた「ことになる」という表現は、各々の言明が言い表している事実を知るために発話者が辿らなければならなかった、いわば認識上の迂回路の存在を示唆するだけの働きしかしていないと考えられる。
- (26) 「意図性」という言葉によって野矢が意味しているのは、「関連する可能な〔調整や制御の〕行為への構え」(76)、つまり意図した状態の実現に対して起こりうる可能な障害を排除する準備態勢のことである。たとえば、仕掛けた納豆の発酵を待っている人はそれをゴミとまちがえて捨てようとする人を制止する態勢にあり、それゆえにこそ（特に身体を動かしていなくても）「納豆を作っているんだ」と胸を張って言えるのだ、と野矢は言う（66）。「意図性」、つまりは意図についてのこのような理解の仕方に関しても、私はいくつかの疑問をもっている。そしてじつは、意図というものをどう理解するかという点にこそ、野矢の立場と柏端や私の立場との間の最も深い裂け目があるのではないかと考えている。しかし、この問題については、本稿（下）もしくは他稿でより詳しく述べることにしたい。
- (27) ついでに言うておくが、私は97論文において「自然な場合があるからすべてよしとする議論」などはけっしてしていない。進行形に関してもわれわれの言語直観の働き方は複雑であるから、(M1) ～ (M3) のような文例の不自然さに単純に訴えることによって私の行為理論を攻撃することは必ずしも柏端にとって得策ではない、ということを指摘しただけのことである（cf. 美濃（1997）, p.72（188））。進行形の問題に関する私の詳しい見解は、本稿の本文中で展開したとおりである。
- (28) 本文中では触れることができなかったが、意図的でない行為の完了時刻に関しては野矢は柏端型の解決策をとるので、今度は (K1) ないし (K2) タイプの「奇

妙」な帰結の問題に直面することになる。この問題に関して野矢はある箇所（69）で、自分の立場からは問題の「奇妙さ」について独自の説明を与えることができると主張し、(K1) が意図的な殺害行為を読み取らせてしまうことが「奇妙さ」の原因だと述べている（すでに明らかなように、野矢の理論では少なくとも通常の意図的殺害行為は少なくとも犠牲者の死の時点まで完了することはない。したがって、(K1) が意図的殺害行為について述べた言明だとすれば、それは文字どおりに犠牲者が二度死ぬというありえないことを述べた言明になってしまう）。しかしながら、野矢のこのような主張は、柏端の場合と類似した勘違い、行為理論が言語的問題を解決できる（あるいはそうすべきだ）という勘違いである、と言わなければならない。さらに悪いことに、ここでもまた野矢の説明はまったく不成功に終わっている。なぜなら、もし (K1) が意図的な殺害行為を読み取らせることがその「奇妙さ」の原因なのだとしたら、次の言明にはいかなる「奇妙さ」も感じられないはずであろう。

(NK1) 正一の死の三時間前に笠原による正一の意図的でない殺害があった

しかし、もし私の言語直観がまともであるとしたら、(NK1) は (K1) とまったく同様に「奇妙」である。(K1) のような言明の「奇妙さの由来」は、野矢が主張するのとはまったく異なるところにある、と言わざるをえないのである。ついでに言っておくと、(K1) の「奇妙さを取りのぞく」ために野矢が提案するやり方 (cf. *ibid.*) は、(NK1) への書き換えというやり方とは別のものである。しかし私には、そのやり方についての野矢による説明そのものがよく分からない。

参照文献

- Anscombe, G.E.M, 1963, *Intention*, 2nd ed. (1st ed., 1957.) B. Blackwell.
邦訳 菅豊彦訳『インテンション』1984 産業図書。
Davidson, D. (1971), "Agency" in Davidson (1980), Essay 3.
—— (1980), *Essays on Actions and Events*, Oxford University Press. 邦訳 服部裕幸・柴田正良訳『行為と出来事』1990 勁草書房。
Goldman, A.I. (1970), *A Theory of Action*, Princeton University Press.
柏端達也 (1997), 『行為と出来事存在論——デイヴィドソンの視点から』勁草書房。
美濃 正 (1997), 「行為とは単に身体を動かすことにすぎないか?——アンスコーム・デイヴィドソンの単一被記述項説の批判的検討」『人文研究』(大阪市立大学文学部紀要) 第49巻第3分冊 pp.61(177)-80(196)。
—— (1999), 「行為とはどのような存在者か?——行為と身体運動再考(上)」『人文研究』(大阪市立大学文学部紀要) 第51巻第1分冊 pp.23-39。
野矢茂樹 (1999a), 「行為とできごとに関するいくつかの所見」『哲学・科学史論叢』

(東京大学教養学部哲学・科学史部会) 第1号 pp.39-78.

—— (1999b), 『哲学・航海日誌』春秋社.